人事行政の運営等の状況の公表

【公表事項】

- (1) 職員の任用及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業の状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員の服務の状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

平成29年9月 美 郷 町

1. 職員の任用及び職員数に関する状況

1. 平成28年度実施職員採用試験による採用者数

区分	一般職	単純労務職	計
平成29年4月1日採用者数	6人	_	6人

2. 平成28年度職種別事由別退職者数

職種	定年	早期募集	再任用 期間満了	普通	分限免職	懲戒 免職	失職	死亡	計
一般職	3 人	1人	1人	1人	-	-	-	-	6人
単純労務職	-	-	_	-	-	-	-	-	-
計	3人	1人	1人	1人	_	_	_	_	6人

3. 部門別職員数の状況(各年度4月1日現在)

単位:人

			職員	員数	対前年
部門		平成29年度	平成28年度	増減数	
		議会	3	3	_
		総 務	39	40	1
		税 務	11	12	1
		労 働	_	_	_
	一般行政部門	農水	16	15	1
╈┺┻╛		商工	9	10	▲ 1
普通会計		土木	16	15	1
		民 生	60	58	2
		衛 生	12	12	_
	一般行政部門計		166	165	1
	教育	 育	40	41	▲ 1
	計		206	206	_
	水;	道	4	3	1
公営企業等	下水		2	2	_
会計部門	その	他	8	9	▲ 1
	計		14	14	_
	総合計		220	220	-

『地方公共団体定員管理調査』から抜粋

3. 級別の職員数の状況

平成29年4月1日 現在

1 1 40 400 11 11	112			о 1 1/11 П	7012
等級	等級別基準職務表に規定する	合	計	内訳	
√1 /lyX	基準となる職務	人	%	職名	人
1級	主事、定型的な業務を行う職務	29	14.7	主事	29
2級	主任、相当高度の知識又は経験を 必要とする業務を行う職務	22	11.2	主任	22
3級	主査の職務	62	31.5	主査	62
				班長	27
4級	班長、上席主査、所長、園長の職務	64	32.5	上席主査	35
7 11/1				所長	2
				園長	0
				課長	7
				課長待遇	0
				次長	1
5級	課長、課長待遇、次長、局長、室長、 参事、参事待遇の職務	17	8.6	局長	2
				室長	1
				参事	5
				参事待遇	1
6級	主幹の職務	3	1.5	主幹	3
	合計	197	100		

単純労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する	合	計	内	訳
守似	基準となる職務	人	%	職名	人
1級	技師補、定型的な業務を行う職務	1	4.3	技師補	1
2級	技師、相当の技能又は経験を 必要とする職務	1	4.3	技師	1
3級	主任技師	5	21.7	主任技師	5
4 417	ル * E し ホ シ / 2 + 4 * 7 * * * * * * * * * * * * * * * * *	,	00.7	作業長	2
4級	作業長、上席主任技師	16	69.7	上席 主任技師	14
	合計	23	100		

2. 職員の人事評価の状況

職員の職務上の行動を、能力・規律の評価尺度により評価する「能力評価」と、目標管理制度を活用して難易度・達成度により評価する「業務評価」の2つの指標を用いた人事評価制度を実施しています。

対象者:職員全員

評価期間: 平成 28 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日

評価方法

〇能力評価: 役職別に評価項目と着眼点を定め、能力面を5段階評価、規律面を3段階評価で行う

○業績評価:目標管理の達成状況を5段階評価で行う

評価結果

能力評価と業績評価を総合的に評価し、結果について翌年度の勤勉手当の勤務成績区分及び昇給区分に 反映させる。

3. 職員の給与の状況

1. 人件費の状況(平成28年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人 件 費	人件費率	前年度
(H29.3.31)	(A)		(B)	(B/A)	人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
20,153	11,078,276	478,219	1,749,097	15.79	15.84

[※]人件費には特別職に支給される給与、報酬等を含む

『地方財政状況調査』より

2. 職員給与費の状況(平成29年度一般会計当初予算)

職員数		給 与 費				
(A)	給 料 職員手当 期末·勤勉手当 計(B)			(B/A)		
人	千円	千円	千円	千円	千円	
215	787,454	107,914	293,169	1,188,537	5,528	

[※]職員手当には退職手当負担金は含まない

『平成29年度当初予算給与費明細書』より

3. 職員の給料の状況(平成29年4月1日現在)

			一般	単純労務職		
			大学卒		高校卒	高校卒
	初 任 給		179,643 円		147,283 円	144,662 円
採用2年経過日 給料額		191,63	39 円	155,751 円	153,029 円	
	経験年数10年		239,297 円		203,031 円	197,436 円
経験年数	経験年	数15年	数15年 276,96		5 円 248,093 円	227,982 円
	経験年	数20年	311,14	40 円	277,563 円	264,290 円
	一般職				単純労	務職
平均給	平均給料月額 平均年齢		平均給料月額		平均年齢	
306,62	306,623 円 42.8 歳		29	2,117 円	50.5 歳	

4. 職員手当の状況(平成29年4月1日現在)

	配偶者	月額 10,000円	
	子	月額 8,000円	
大養手当	配偶者の無い職員の扶養親族のうち1人目	月額 10,000円	
妖食于ヨ 	配偶者、子以外の扶養親族	月額 6,500円	
	配偶者の無い職員の扶養親族のうち1人目	月額 9,000円	
	満16歳年度当初から満22歳年度末までの加算	1人当たり月額 5,000円	
住居手当	借家等に居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている 場合	最高月額 27,000円	
通勤手当	交通機関等利用(限度額)	最高月額 55,000円	
週 到于日	交通用具(自動車等)利用(限度額)	最高月額 51,400円	
	総務課長	月額 42,000円	
	次長	月額 36,000円	
管理職手当	課長·室長·局長	月額 30,000円	
	参事	月額 20,000円	
	施設の長	月額 12,000円	
管理職員	管理職員が臨時または緊急の必要により、週休日・休日等に 勤務した場合に支給 (勤務時間が6時間を越える場合は150%を乗じた額)	勤務1回 8,000円	
特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要により、平日夜間(深夜 0 時から5時)に勤務した場合に支給	勤務1回 6,000円	
単身赴任手当	異動などに伴い転居し止むを得ない事情により、配偶者と別 居し単身で生活する職員等に支給	23,000円 (住居間の交通距離に応じて加算あり)	
日直手当	日直を行った職員に支給	勤務1回 4,200円	
	世帯主で扶養親族のいる職員	17,800 円	
寒冷地手当	世帯主で扶養親族のいない職員	10,200 円	
	その他の職員	7,360 円	

	支給月	期末手当	勤勉手当	
期末手当	6月	1.225 月	0.750 月	※職務の級に応じ、
勤勉手当	勤勉手当 12月		0.750 月	5%~15%の加算を
	計	2.600 月	1.500 月	

	退職理由	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
退職手当	自己都合	20.445 月分	29.145 月分	41.325 月分	49.59 月分
	早期募集•定年	25.55625 月分	34.5825 月分	49.59 月分	49.59 月分

结 碎勒怒毛当	手当の名称	支給単価	
付外到份于当	防疫等作業従事手当	1日につき 500円/1日4時間未満 250円	

5. 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

給 料	町長	月額 796,000円
	副町長	月額 595,000円
	教育長	月額 534,000円
	議長	月額 288,000円
報 酬	副議長	月額 264,000円
	議員	月額 255,000円
期末手当	町長·副町長·教育長	支給割合 6月 1.475 月分
	判技"刪判技"教育技	支給割合 12月 1.525 月分
	議長・副議長・議員	支給割合 6月 1.475 月分
		支給割合 12月 1.525 月分
	算定方法 給料	¥×1.15×期別支給割合×在職期間割合

[※]期末手当は『美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例』『美郷町教育委員会教育長の給与及び 勤務時間等に関する条例』『美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例』に基づき、上記の算 定方法で支給される

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1. 勤務時間の状況

勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時から午後1時まで

[※]各役場庁舎以外の勤務場所では、上記と異なる勤務形態になることがある

2. 年次有給休暇取得状況(平成28年1月1日~同年12月31日)

総付与日数	総取得日数	取得率	対象職員数	一人あたりの
Α	В	C(B/A×100)	D	平均取得日数 E(B/D)
8,151 日	2,168 日	26.6%	214 人	10.13 日

[※]平成28年12月31日現在在職職員(長期休職者、派遣職員等は除く)の状況

[※]町長及び副町長、教育長には上記のほか、通勤手当及び寒冷地手当が支給される

[※]取得日数は個人ごとに端数時間部分を日数に切り上げしている

3. 休暇の状況(主なものを掲載)

区分		内容	備考
年次有給休暇		1年につき20日付与(残日数は20日を上限に翌年に繰越可能)	有給
組	合休暇	職員が登録された職員団体の業務・活動に従事する場合	無給
病気休暇		負傷または疾病のため療養する必要がある場合 →その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合で、 医師が必要と認めた期間(最高90日間)	有給
	結婚	5日間	
	出産(産前)	産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内	
	出産(産後)	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	
	育児時間	1日2回それぞれ30分以内の期間	
	配偶者出産	妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後 2週間経過日までにおける2日の範囲内の期間	
特別休暇	育児参加	配偶者の予定日6週前から出産後8週までの間に、出産に係る子や学校就学前の始期に達するまでの子を養育するための休暇で5日の範囲内の期間	有給
	短期介護	1年において5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日)	
	子の看護	小学校就学前の子を看護するため、1年において5日以内 (子が2人以上の場合は10日)	
	忌引	続柄に応じて1~7日以内	
	リフレッシュ	心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、当該 年度内の週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する 3日の範囲内の期間	
介護休暇介護時間		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため勤務しないことが必要と認められる場合、連続する6月以内(3回以下)の必要な期間。介護時間は1日につき2時間以内(30分単位)	無給

5. 職員の休業の状況

1. 育児休業取得状況(平成28年度)

	育児休業			部分休業
	取得可能者数	取得者数	取得率	取得者数
男	3人	-	0%	-
女	2人	2人	100%	_

[※]育児休業取得可能者数とは平成28年度に新たに育児休業の取得が可能になった職員数

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況

1. 分限処分

■分限処分とは

分限処分とは公務能率維持を目的として本人の意に反して行う不利益処分です。 勤務実績が良くない場合や心身の故障の場合など地方公務員法に定める事由においてのみ行われます。

■分限処分を受けた職員の数(平成28年度)

降任	免職	休職	降給	計
-	_	2人	_	2人

[※]休職者数は延べ人数

2. 懲戒処分

■懲戒処分とは

懲戒処分とは職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とした制裁的な処分であり、法令に違反した場合や職務上の義務に違反しまたは職務を怠った場合など地方公務員法に定める事由においてのみ職員に対し行われます。

■懲戒処分を受けた職員の数(平成28年度)

戒告	減給	停職	免職	計
-	_	_	_	-

[※]育児休業取得者数とは平成28年度に新たに育児休業を取得した職員数

7. 職員の服務の状況

地方公務員法第三十五条により、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」とされており、美郷町職員服務規程においても、「町民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公正かつ能率的に職務を遂行するように努めなければならない」としております。これを忠実に実行するため、様々な義務や制限が課せられていますが、一部例外も認められています。

■職務専念義務の免除

美郷町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例において、例外で職務専念義務が免除されます。

<例外の主なもの>

- ○有資格者が所有資格に関する研修を受ける場合
- 〇福利厚生事業に参加する場合
- ○国・県等が主催するボランティア事業に参加する場合
- ○町の機関以外のものが主催する講演会等において町制又は学術等に関し、講演等を行う場合
- ○職務の遂行上必要な試験を受験する場合

■営利企業等への事務従事

地方公務員法により、職員は任命権者の許可を受けなければ営利企業の役員を兼ねることや、自ら営利事業を営むこと、その他報酬を得て事業に従事することができません。

任命権者は、職員から営利企業等従事許可申請が提出された場合、従事する内容や期間を確認し、職務遂行に 支障がないと判断した場合に許可をしています。

営利企業等従事許可人数

8. 職員の退職管理の状況

公務の適正な執行を確保するために、離職後に営利企業及び非営利法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独立 行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。)に再就職した元職員(=再就職者)は、離職前5年間に在職していた職 場の現職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた職場との間の契約等事務について、離職後2年 間、離職前5年間の職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼すること(=働きかけ)が禁止されています。

規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。また、元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会(公平委員会)にその旨を届け出る義務があります。

平成28年度 働きかけの受理状況	届出なし
---------------------	------

9. 職員の研修の状況

区分	研修会等名	人数	備考
必修	新規採用職員研修、3年目研修、主任級研修、監督者級研修、人事評価 者研修	30 人	
	業務に役立つ法令の読み方、データの見方・活かし方、民法基礎		
	段取り力向上、地域資源を活用した観光振興、リスクマネジメント		秋田県町村会
	アサーティブ・コミュニケーション、実務に活かせる政策法務、業務改善		主催による研修
指定研修	情報の整理・分析、コーチング、農林水産業の6次産業化	58 人	(県•市町村合同
研修	職場で活かすセルフモチベーションスキル、財務3表一体理解・分析法	56人	研修)
	地域特性を活かした産業の創り方、問題解決力強化トレーニングⅠ・Ⅱ		
	育成指導力、認識力・判断力養成、人口減少時代の地域コミュニティ		
	意思決定、住民との協働によるまちづくり、地域ブランディング		
	障害者福祉施設指導監督中堅職員研修、心理相談専門研修 成年後見人養成研修、税務研修、甲種防火管理新規講習会		
特別研修	地方自治体のための予算編成と予算管理のための新しいマネジメント 手法	16 人	財団法人等主催 の研修
研 修	図書館等職員著作権実務講習会、市町村職員海外研修	10 人	
	地方自治情報化推進フェア 2016、交渉力向上研修		
	地方自治体における臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用と管理実 務セミナー		
	新規採用職員研修(5日間)	8人	
	普通救命講習(臨時職員含む)	170 人	r h s a tr
総務課主催	メンタルヘルス研修	114人	
	人事評価研修	48 人	庁内で実施
	公務員倫理研修	51 人	
	マイナンバー制度研修	40 人	
	受講者数(延べ) 計		535 人

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 職員の福祉の状況

■職員の健康診断の状況(平成28年度)

区分	定期健康診断	人間ドック	計	受診率
受診者数	127 人	89 人	216 人	96.9%

■公務災害の発生状況(平成28年度)

区分		申 請		
△ 万		うち認定	うち不認定	うち継続審議
公務災害	1 件	1件	_	-
交通災害	_	-	_	-

■職員の福利厚生事業の状況(平成28年度)

町では、職員の福利厚生を目的として美郷町職員互助会が組織されておりますが、会員掛金のみで運営し、以下の 事業を行っております。

会員数		223 人
会員掛金	金額	1,641 千円
	掛金率	給料月額 × 2/1000
町負担金	金 額	_
	負担金率	_
主な事業内容		給付金事業、親睦会補助事業、レクリエーション大会実施 等

2. 利益の保護の状況

町では地方公務員法に基づいて、職員の勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分についての不服申立ての審査等について秋田県人事委員会に事務を委託しています。

■平成28年度の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況	該当なし
不利益処分に関する不服申立ての状況	該当なし